田布施町奨学金制度が 変わります

問学校教育課 ☎52 - 5812

田布施町教育委員会では、県内の他市町の状況などを 参考に奨学金制度を大幅に見直しました。平成27年4 月1日以降の貸付から対象となります。

下記の表が主な改正点です。

①貸付対象者について

改正前	改正後
高等学校またはこれと同程度の修業年限が2 年以上ある専修学校に在学する人で、修学先 が遠隔地のため町外に単身で居住する人	本町の住民基本台帳に登録されている人(ただし、本町の住民基本台帳に登録されていた人が修学のため町外に単身で居住する場合も貸付けの対象者となります。)

②貸付金額(月額)について

2110—21110				
区分		改正前	改正後	
高等学校または専修学校の	国公立		20,000円	
高等課程在学生	私立	10,000円以内	25,000円	
高等専門学校在学生			30,000円	
大学または専修学校の 専門課程在学生	国公立	- 24,000円以内	50,000円	
	私立		55,000円	



③償環期限について

/ 貝及州代に プリ・C		
改正前	改正後	
(1)高等学校またはこれと同程度の学校などに 在学する人 正規の修業期間経過後6年以内 (2)大学またはこれと同程度の学校などに在学 する人 正規の修業期間経過後8年以内 (3)第1号および第2号を通じた場合 正規の修業期間経過後10年以内	奨学生は、貸付けを受けた奨学金を卒業した6カ月後(当該卒業後、引き続き大学などに進学した人については、進学先を卒業した6カ月後)から貸付けを受けた期間の4倍の期間内に償還することになります。	

- ・田布施町奨学金の申し込みは、町教育委員会学校教育課までお問い合わせください。
- ・申し込み後、学力基準と家計基準から審査することとなりますが、基本的には日本学生支援機構の基準 に則って審査します。
- ・他の奨学金(日本学生支援機構、山口県ひとづくり財団またはその他の資金による修学資金)との併用 はできません。

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。



